

☆ 農業指導情報 ☆

第 5 号

令和8年2月20日



発行：能代市農業総合指導センター

農林水産部農業振興課（市役所本庁舎 2F）

能代市上町1-3

TEL 89-2182 FAX 89-1774

二ツ井地域局環境産業課（二ツ井町庁舎 1F）

能代市二ツ井町字上台1-1

TEL 73-4500 FAX 73-5224

☆農業関連情報

メルマガ「のうメル」
に登録を！



令和8年産米の「生産の目安」を決定しました

生産者が理想とする米価格を維持するためには、自主的な需要に応じた生産が必要であり、売り手を確保した米生産が重要となります。

能代市農業再生協議会では、秋田県農業再生協議会で決定した生産の目安をもとに、能代市の「生産の目安」を下記のとおり決定しました。

能代市	令和8年産	令和7年産	増減
数量	21,909 トン	21,441 トン	468 トン
面積	3,810 ha	3,716 ha	94 ha
単収	575 kg/10a	577 kg/10a	▲2 kg/10a
水稻作付率	59.93%	58.31%	1.62
転作率	40.07%	41.69%	▲1.62

農家への「生産の目安」

水田台帳面積 × 水稻作付率（59.93%） × 単収（575kg/10a）

生産農家へのお願い

売り先のない米の過剰生産は米価の下落につながりますので、「生産の目安」に沿った水稻作付にご協力ください。

※ 必ず認定方針作成者と相談のうえ、作付計画を立ててください。

営農計画書について

営農計画書（実施計画書等）は、記入例に基づいて正確に記入してください。記入内容と実際の作付けが異なると、経営所得安定対策等の交付金が受けられない場合があります。

※ 営農計画書は、作付状況を把握するための重要な書類です。

交付対象作物の作付がない場合や水稻のみ作付、保全管理のみ等も含め、すべての方が提出する必要があります。

提出先：農業協同班長、能代市農業再生協議会事務局（JAあきた白神、農業振興課農業水産係、二ツ井地域局環境産業課）

提出期限：令和8年3月25日（水）

令和8年度経営所得安定対策の概要

1. 水田活用の直接支払交付金

① 戦略作物助成 [対象作物を生産する販売農家] (単位：円/10a)

対象作物	交付単価	交付要件
大豆	35,000	
飼料作物	35,000	播種を行う場合
飼料作物	10,000	多年性牧草で、収穫のみを行う場合
飼料用米	55,000~105,000	収量に応じて決定
WCS用稲	80,000	
加工用米	20,000	

② 産地交付金

【地域振興作物に対する助成】

能代市農業再生協議会で策定する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、対象作物（地域振興作物）を生産する販売農家に対し助成します。

令和8年度については、今後の市農業再生協議会で決定次第お知らせします。

※取組要件についてご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

2. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

対象者：出荷契約に基づいて対象作物を生産する認定農業者、認定新規就農者

- ① 数量払 … 大豆、そば等の販売数量に応じて交付。
※交付単価が免税事業所向け単価と課税事業所向け単価に分かれています。
※品質（等級）に応じて単価が増減します。
※令和8年度から単価が変更になります。
- ② 面積払 … 数量払の先払いとして、当年産の作付面積に応じて交付。
交付単価：大豆 20,000円/10a、そば 13,000円/10a

※ 農地の貸し借りについて

農地の貸し借りは、原則、農業委員会を通して行ってください。
農業委員会を通さない農地の貸し借り（相対）は、経営所得安定対策の交付対象になりませんのでご注意ください。

農地を貸し借りする場合は、**令和8年3月31日(火)**までに、農業委員会事務局（TEL：89-2935）又は二ツ井地域局環境産業課（TEL：73-4515）にて申請してください。

【問合せ先】

農業振興課 農業水産係 TEL 89-2183
二ツ井地域局 環境産業課 TEL 73-4500

農地における盛土規制法についてのお知らせ

秋田県では令和7年5月26日から秋田県全域で盛土規制法の運用が開始されました。

農地の転用を行う際、一定の基準を超える工事については盛土規制法の手続きが必要となります。該当する場合は「許可書の写し」もしくは「受理された申請書の写し」等を提出して頂くことになります。

詳しくは秋田県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85683>

規制対象行為と必要な手続き

1. 規制対象行為

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く) ※対象厚さ30cm超
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの ※対象厚さ30cm超
イメージ図		

2. 区域・規模ごとに必要となる手続き

規模	区域	
	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
赤文字	許可	届出
青文字	許可	許可

【適用除外】

- 災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事は許可・届出不要
(例)採石法、土地改良法等の他法令で許可等を受けている工事
- 道路、河川その他政令で定める公共の用に供する施設は法の規制対象外

【問合せ先】

農業委員会事務局

TEL 89-2935

二ツ井地域局 環境産業課

TEL 73-4515

毎月19日と第3日曜日は「のしろ食育デー」



野菜の摂取量
350gを
意識しよう!



土壌分析の積極的活用について

～農業技術センターからのお願い～

農業技術センターでは、畑作物向けに土壌診断（無料）を実施しています。

わかるようで、わからない「土づくり」の基本は、現状を正しく知ることが第一歩です。有機質や成分投入についての必要量の見極めは、ほ場単位（ときに1枚のほ場内でも）で異なります。現状を把握したうえで補正の方向が噛み合えば、理想の土づくりと経費節減が両立できます。

例年、雪消え前後は分析の依頼が混み合う季節です。春作業へ支障が及ばないよう、早めの申し込みを行ってください。

依頼が混み合うと診断結果が出るまでに1カ月程度を要する場合があります。
件数が多い場合は、定植予定時期によって優先度を設ける場合があります。

分析依頼時の留意点（お願い）

☆受け付け時、試料（土）とほ場（地図情報）を紐づけます。

- 試料ごとにほ場の区別がつく状態で持ち込んでください。
ほ場ごとの定植予定時期など経営の内情をよく知る方がご来所ください。

☆試料（土）は、1枚のほ場から5点（それぞれどんぶり1杯分程度）を持ち込んでください。

- 採取する箇所は、四隅（過度な畦畔寄りは不可）＋中央の5か所を基本としてください。

☆水分が多い場合は、ある程度乾かしてから持参してください。

- 水分が多すぎると分析作業に時間がかかります。

☆試料の入れ物は、ナイロン袋（汚れのないもの）を基本としてください。

- 破れやすい袋は散乱の原因となり、拾い集める際に他の物質が混入する恐れがあります。
肥料袋は、分析結果に影響が出る恐れがあるため、使用しないでください。

【問合せ先】

能代市農業技術センター TEL 52-2247

